

取扱区分：「公開」

平成30年第8回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年7月10日(火) 10時00分

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成30年第8回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年7月10日(火) 午前10時00分 ~ 10時22分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第24号	農業振興地域整備計画の変更について	2件
報告第24号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	4件
報告第25号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	9件
報告第26号	非農地証明について	8件

4 出席委員

第1番	原 田 雅 之 君	第2番	歳 光 時 正 君
第3番	竹 安 昌 巳 君	第4番	林 俊 一 君
第5番	松 田 孝 行 君	第6番	藤 原 典 子 君
第7番	岩 田 実 君	第9番	山 崎 光 夫 君
第10番	徳 本 勉 君	第11番	秋 貞 啓 子 君
第12番	佐 伯 伴 章 君	第13番	高 橋 恵 君
第14番	田 中 栄 作 君	第15番	藤 井 孝 君
第16番	笠 井 保 雄 君 (職務代理者)		
第17番	西 田 孝 美 君 (会長)		

5 欠席委員

第8番 弘 中 壽 君

6 関係人

農林課副主任 藤 井 敬

7 事務局職員

局 長 藤 井 豊 次 長 山 本 博 彦

次長補佐 時 重 智 一 書 記 松 原 義 孝

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

西日本豪雨により、周南市におきましてもかなりの被害が発生しておりますが、一日も早く復旧することを、願っております。

それでは総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願いいたします。

尚、総会の会場におきましても、保健センターでの開催は本日が最後ということになりましたが、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中16名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第8番弘中 壽委員の1名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（西田会長）

おはようございます。

先般の22日の臨時総会におきまして、会長を引き受けいたしました。

後2年間という事でございますが、皆様方のご協力を得て、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

又、この度は、経験したことのないような大雨が降り続きまして、私の八代も相当な被害が出ております。

熊毛地区の方々は、それぞれ大変な被害にあわれていると思います。

今日は、大変お忙しい中、又復旧作業をされている中、本日の総会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日は、大きな案件は1件という事でございますので、できるだけスムーズに進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは只今より、平成30年第8回周南市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第4番、林 俊一委員さん、第11番、秋貞 啓子委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第23号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

それでは、1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●●に所在する農地の畑1筆の1,031平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、耕作に必要な人手が減ったことにより手放したいとのことであり、譲受人は、自宅のすぐ近くで耕作、管理に便利のため取得して耕作していきたいとのことでした。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、又、通作距離も自宅から300メートル以内と近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、該当ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約68アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、自家用野菜を栽培される

計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

尚、現地の状況につきましては、6月25日の月曜日に事務局職員2名で確認をしております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第7番

7番の岩田です。

岩田 実委員

議案第23号1番について、補足説明します。

6月24日譲渡人と譲受人で、現地で意思確認をしました。

申請地は、地目は田、面積は1,031㎡で2枚に分かれております。

上の段には、なす、トマト、カボチャ、その他数種類の野菜が植えてあり下の段にはミカン等の柑橘類が植えられ、どちらもきれいに管理されておりました。

譲渡人は高齢で後継者もなく、耕作できないので手放したいとのこと。

譲受人は自宅から300メートルと近く、耕作に便利なので譲り受けるとのこと。

稲作の兼業農家で、農機具は揃っており、農作業従事者もおられ、耕作可能と思われます。

隣接農地との問題もなく、権利異動に支障はないと思われます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の2ページをお願いします。

議案第24号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた、周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたいので意見を求める。

平成30年7月10日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

今回は、除外が2件でございます。

それでは、この諮問につきましては、農林課の藤井副主任が来ておられますので、先ず、ご説明を受け、その後に、地区担当農業委員さんから現地調査の結果やご意見をいただいたうえで、意見の決定を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

農林課の藤井と申します、よろしく願い致します。

それでは、議案第24号農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。

今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、5月末までに、2件の除外の申し出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1番の除外の案件について、ご説明をさせていただきます。

場所は●●地区、目的は植樹です。

本件は、該当地が日照障害により耕作することが困難であり、また、申出者が高齢となり、保全管理の継続も難しいことから、該当地に桜を植樹し、管理したいとのことで、今回の申出となりました。

(スクリーンで位置図を表示)

該当地は、●●支所から北東に約1.7キロメートルのところに位置してお

事務局長

議長 (西田会長)

農林課

藤井 敬

ります。

(スクリーンで周辺図を表示)

該当地の2745番は登記地目が田、登記面積が85平方メートルであります。

(スクリーンで分間図を表示)

該当地の南側は●●●●の登山道に面しており、西側は畑、北側・東側は水路に面しております。

(スクリーンで現地写真を表示)

説明は以上です。

よろしくご審議をお願いします。

議長 (西田会長)

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第2番

第2番歳光でございます。

歳光 時正委員

議案24号番号1について、7月1日に会長、私の2名で現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

申請人●●氏は、現在●●●●に居住し、今回の申請地まで約10kmと遠く周囲が全て山林となっております。

土地が細長く、川のそばにあり、雑草や日照障害の影響で農地として利用が出来ない、また85㎡と小さい為、現在梅が2本、柿が1本ありますが、そこに桜の植樹をしようとするものでございます。

調査を行いました、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いし報告を終わります。

ありがとうございました。

議長 (西田会長)

只今の1番の案件につきまして、質疑を行ないます。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号1番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

農林課

藤井 敬

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、2番につきまして、説明をお願いいたします。

それでは、2番の除外の案件について説明をいたします。

場所は●●地区、目的は駐車場です。

本件は、申出者の自宅を増築するにあたり、増築部分が既存の駐車場にかかることから、新たに駐車場を確保すると共に、申出者が所有する借家2軒の駐車場を併せて整備するため、隣接する農地を利用したいとのことで、今回の申出となりました。

(スクリーンで位置図を表示)

該当地は、●●●●支所から南東に約1.3キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンで周辺図を表示)

該当地は、登記地目は田、登記面積が1,256平方メートルで、その内88平方メートルが除外対象となっております。

(スクリーンで分間図を表示)

該当地の北側は宅地に面しており、東側は雑種地に面しております。

又、西側・南側は農地に面しております。

(スクリーンで現地写真を表示)

説明は以上です。

よろしくご審議お願いします。

議長 (西田会長)

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第16番

第16番の笠井です。

笠井 保雄会長職務代理者

第2番について去る7月7日、申請人立会のもと現地調査した事を報告致します。

申請地、申請内容については、農林課の報告の通りです。

申請地は、地目は田で現状は、法人が飼料米等を植え付けていました。

これについては、両者合意済みとの事です。

面積は、1,256㎡の内88㎡との事です。

申請理由は、駐車場の設置とのことで、現地は、借家が2軒隣接してある為
進入路への駐車の為、車の出入りがとても不便で困っているとの事で、今回、
駐車場確保の為の申請との事です。

申請地については、法人が秋収穫した後の工事の為で、何ら問題はないと思
います。

又、周辺農地に与える影響もなく、必要な駐車場の確保と目的もはっきりし
ている為、何ら問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行ないます。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号2番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は、承認する旨、市長に答申いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第24号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願
いします。

議案書の3ページをお願いします。

報告第24号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご
説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のも
のに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、
許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のと
おりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を

議長（西田会長）

事務局長

受理いたしましたので、ご報告いたします

議長（西田会長）

説明が終わりました。以上で報告第24号を終わります。

続きまして、報告第25号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページ、5ページをお願いします。

報告第25号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は9件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。以上で報告第25号を終わります。

続きまして、報告第26号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページ、7ページをお願いいたします。

報告第26号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。

今回は8件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第26号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第8

回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会（午前10時22分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年7月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 秋 貞 啓 子

委 員 林 俊 一